

企画提案の募集公告

公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年7月3日

福井県知事 石田 嵩人

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

福井県特別支援学校校務支援システム整備業務

(2) 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日（日）まで

(3) 業務内容

「福井県特別支援学校校務支援システム整備業務仕様書」のとおり

2 企画提案書を提出できる者の要件

企画提案書を提出することができる者は、法人であって、福井県特別支援学校校務支援システム整備業務に関する審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「受審資格」という。）に関し、次に掲げる事項について県の認定を受けた者とする。

(1) 法人

1. 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定により知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
2. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
3. 受審資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
4. 受審資格認定の日において、会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
5. 福井県に事務所または事業所を有する者にあつては、全ての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がない者であること。

6. 他の都道府県において特別支援学校を含む複数校種（小中高など）でのクラウドサービス運用実績を有する者であること。
 7. 次の（ア）から（オ）までのいずれにも該当しない者であること。
 - （ア）役員等（その役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - （イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - （ウ）役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - （エ）役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - （オ）役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 提案するサービスは、以下に掲げるセキュリティ評価制度やガイドラインに基づき提供されるものであること。

- ・ 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）登録済みのパブリッククラウドサービス環境で提供されるものであること（※但し ISMAP-LIU を除く）
- ・ 教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和7年3月：文部科学省）に準拠する SaaS 型サービスであること（教育情報セキュリティポリシーハンドブック（令和7年3月：文部科学省）の32ページに記載のある「教育委員会等がクラウド事業者に対して適切な対応が行われているかを確認すべき内容（例）」および「教育委員会等がクラウド事業者に対して適切なポリシー、体制等が講じられているかを確認すべき事項（例）」を確認し、準拠するサービスである場合は、その旨を誓約書（任意様式）として提出すること）

(参考 URL)

教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (令和7年3月:文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20250325-mxt_jogai01-100003157_1.pdf

教育情報セキュリティポリシーハンドブック (令和7年3月:文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20250325-mxt_jogai01-100003157_4.pdf

(3) 提案する者は、以下に掲げるセキュリティ認証を取得していること。

・プライバシーマーク (JIS Q 15001) および ISO/IEC 27001 認証

2 受審資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

(ア) 提出書類および部数

(1) 受審資格認定申請書 (様式1) 他、必要書類 1部

(2) 企画提案に関する資料

1. 企画提案書 15部

(イ) 提出方法

持参または配達証明付き郵便によること。

(ウ) 提出期限

受審資格認定申請に関する資料

令和8年7月15日 (水) 17時00分まで (必着)

企画提案に関する資料

令和8年7月24日 (金) 12時00分まで (必着)

※提出された後の資料の変更、差し替えおよび再提出を行う場合は、理由書と併せて前後対照表を提出し、認められた場合のみ可とする。

(エ) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県教育庁 教育政策課 教育DX推進室

4 質問の受付および回答

- (1) 本委託業務の入札参加資格審査に関する質問事項については、令和8年7月9日（木）12時00分までに電子メールで文章（様式3）を提出すること。
（提出先：gakkoukyouiku-dx@pref.fukui.lg.jp）
- (2) 質問に対する回答は、令和8年7月10日（金）までに電子メールにより回答する。
- (3) 本委託業務に関する質問事項については、令和8年7月17日（金）12時00分までに電子メールで文章（様式4）を提出すること。
（提出先：gakkoukyouiku-dx@pref.fukui.lg.jp）
- (4) 質問に対する回答は、令和8年7月22日（水）までに電子メールにより、すべての受審資格認定者（受審資格認定申請者）に対して一斉に行う。

5 受審資格の認定結果の通知

認定結果については、令和8年7月16日（木）に受審資格認定申請書を提出した者に書面で通知を発送する。

6 契約先候補者の選定方法および選定結果の通知

- (1) 契約先候補者の選定は、提出された企画提案書等を審査委員会において審査し、契約先候補者を選定する。なお、以下の日時で審査委員会を行い、提案事業者から20分程度のヒアリングを行うので、日程を確保しておくこと。
日時：令和8年7月30日（木）10：00～12：00 ※予定
会場：県庁11階会議室 ※予定
- (2) 審査基準および審査方法は、別添「福井県特別支援学校校務支援システム整備事業に係る提案書審査要領」のとおりとする。
- (3) 審査結果については、企画提案書を提出した者に書面で通知する。
- (4) 採用となった企画提案については、協議の上、変更する場合がある。

7 その他

- (1) 公告に係る一連の手続および業務の契約等に関する手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国の通貨に限る。
- (2) 必要書類が不足している資料、提出期限に遅れた書類等は一切受け付けない。た

だし、県から追加資料や説明を求められた場合には、その都度、指定する方法により速やかに 対応を行うこと。

- (3) 企画提案に関する経費は全額企画提案者負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (6) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国内および日本国外の国の法令に基づき保護される第三者の見地の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は企画提案者が負うものとする。
- (8) 提案書類の作成のために県から入手した資料は、提案書作成以外の目的で使用してはならない。
- (9) 本件に係る福井県情報公開条例（平成12年3月21日福井県条例第4号）の規定に基づく情報公開請求があった場合は、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、開示の対象とする。ただし、選考期間中においては、同条例第7条第6号の規定に基づき、開示の対象としない。
- (10) この公告に掲げるもののほか、このプロポーザルに関し必要な事項は、実施要領等による。